

二次的利用に関する要望について

- 1月29日の統計改革調査部会幹事会において、経済産業省より、以下の資料が提出され、調査票情報の二次的利用の申請について、異動等に伴う追加申請の簡素化などについて要望がなされました。

経済産業省提出資料（一部抜粋）

【例2】

政府統計の二次利用申請やデータ利用者変更等の手続簡素化等により、迅速なデータ利用が可能となる。

具体的な課題

- ・定量的な効果検証に当たって、1プロジェクト単位でそれぞれデータの申請が必要であるが、使用するデータ項目を分析開始前に設定する必要があるため、データの追加申請等が複数発生するケースあり。
- ・分析機関において、実際に定量分析を行う者の採用や異動等が発生するたびに、データ利用者の追加申請が必要。新規登録者は承認が得られるまで1ヶ月間程度、データに触れない期間が発生。

...

【課題解決に向けた検討の方向性（例2）】

- 政府統計の二次利用申請については、これまでも総務省の主導の下、申請期間の短縮、様式の簡素化やオンサイト利用等が進んで来ているが、更なる加速化をお願いしたい。例えば、データの利用者変更の際には、データ取扱責任者を設定し、守秘義務を厳守・徹底させることを条件に、責任者以外の利用者が追加・変更となった場合には、簡素な手続にするなど、EBPM推進の観点からも、迅速にデータ利用が認められるような仕組みを検討いただけると有り難い。

- 異動等に伴う追加申請など一定の要件を満たす一部変更については、「調査票情報の提供に関するガイドライン」において、原則として改めて申出が行われることが必要であるとの運用の例外として、別記様式12号（主として一定の審査を要するもの）、別記様式13号（審査を要しないもの）を設けるなどの対応は図られているところ（次ページ参照）ではありますが、一部府省では、ガイドラインにおける当該取扱いについて認識していないところもありましたので、改めてお伝えいたします。

- なお、総務省政策統括官（統計基準担当）室では、改正統計法施行1年であることも踏まえ、従前の運用改善等に向けたガイドラインの見直しの必要性について検討しており、場合によっては、個別に要望等を伺う場合もありますので、その際は改めて、貴省の要望について、お伝えいただければ幸いです。

調査票情報の提供に関するガイドライン（抜粋）

制 定 平成 20 年 12 月 24 日

最終改正 令和 元年 6 月 27 日

総務省政策統括官（統計基準担当）決定

第 2 調査票情報の提供手続

4 承諾内容に変更が生じる場合の取扱い

(1) 基本原則

提供機関等は、調査票情報の提供後に申出書や依頼書等に記載された事項に変更が生じる旨申出者から連絡があった場合、原則として改めて申出を必要とする運用を行う。ただし、承諾を受けた利用目的や利用要件の範囲内で、利用者や調査票情報の追加、利用期間の延長、分析結果等の提供依頼の分量に係る変更等が生じる場合、別記様式第 12 号を参考として提供機関等が定める様式による申出書の記載事項変更申出書（以下「変更申出書」という。）の提出を求める運用を行う。

なお、申出者の組織名や役職名の変更、人事異動に伴う担当者の変更など、形式的な変更の場合、別記様式第 13 号を参考として提供機関等が定める様式による所属等変更届出書等の適切な方法による連絡を行い、提供機関等の承諾を得る。

．．．

(2) 提供要件を引き続き満たす変更の場合

ア 利用者の変更

申出者は、利用者の利用者の追加、交代又は除外が生じる場合、変更申出書により変更手続を行い、提供機関等は、追加等の理由が妥当かどうか上記第 2 の 3 に準拠して審査を行い、その結果を上記第 2 の 5 の取扱いに準じて申出者に通知する。

また、上記通知後、変更が認められる場合、依頼書及び誓約書（追加依頼書及び誓約書（追加又は交代の者のみ）の提出の者のみ）の提出並びに法第 33 条の 2 の場合におけるにおける手数料の納付手数料の納付（必要な必要な場合のみ）をもって調査票情報の提供を行う。

申出書の記載事項変更申出書	
年 月 日	
行政機関等の長 殿	
申出者	所属及び職名 氏 名 (署名又は記名押印) 連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail
<p>年 月 日付け調査票情報の提供に係る申出書について、記載事項の一部を変更したいので、以下のとおり申し出ます。</p> <p>なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、年 月 日付け申出書の記載内容に従って履行いたします。</p>	
当初申出年月日	年 月 日
調査票情報を用いて行う統計の作成、統計的研究等の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

所属等変更届出書	
年 月 日	
行政機関等の長 殿	
申出者	所属及び職名 氏 名 (署名又は記名押印) 連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail
<p style="text-align: center;">年 月 日付け調査票情報の提供に係る申出書等について、 { 申出者 利用者 代理人 } の { 所属 住所 連絡先 姓 } に変更がありましたので、以下のとおり届出します。</p>	
当初申出年月日	年 月 日
調査票情報を用いて 行う統計の作成、統 計的研究等の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考

- 1 本様式は、申出者の属性に係る軽微な変更がある場合に利用することとし、利用者の範囲、利用場所、利用環境等、新たに審査を必要とする変更については、「申出書の記載事項変更申出書」により申し出ること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。